



風に飛ばされ 庭に飛んできた物の処分は？

相談者の気持ち

風が強い日に、近所から外履きの靴や傘などが飛んできて、わが家の敷地に入ってくることがあります。持ち主が現れないような場合、勝手に処分してもよいのでしょうか。

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



結論から言えば、勝手に処分してはいけません、ということになります。

「わが家の敷地」に飛んできた物でも、誰かの所有物であることは間違いありません。それを勝手に処分してしまうと、横領罪(刑法252条)や遺失物等横領罪(刑法254条)に問われる可能性があります。

これに関しては「遺失物法」という法律があり、従う義務があります。

したがって、(面倒でしょうが)持ち主が分かっていたらその人に連絡して返還しなければなりません。持ち主が分からなければ、警察に提出しなければなりません(遺失物法4条)。

……法律的に正確に言うなら、こうした答えしかできません。

ここでは、もし警察に提出するとどうなるのかを説明しましょう。

拾得者が拾得物を遺失者などに直接返還する、または、警察署に差し出してから遺失者が判明し、無事にその人に拾得物が返還されたときは、拾得者は遺失者などから報労金を受ける権利が生じます。物件(遺失物)の価値の5%~20%の報労金を遺失者に請求できます(遺失物

法28条)。

ただ、いつまでも請求できるわけではなく、返還後1カ月を超えない間に請求しなければ権利を失いますので注意が必要です。

遺失者が判明しないときは、本件の傘などのように日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物などは、警察は売却します(遺失物法9条)。売却になったときは、その売却代金が売却物件と見なされます(同9条)。ただし、売却費用等は差し引かれます。

そして、遺失者などが判明しない場合は、3カ月が経過すると、拾得者にその物件(あるいは、上記の売却代金)を受け取る権利が生じます。物件を受け取ることができる期間は、前記経過の日から2カ月間です。

ただし、拾得してから7日以内に差し出さないと、こうした権利は制限を受けてしまう、あるいはそもそも権利が生じないことがありますので注意が必要です。

なお、法令により所持が禁止されている物、クレジットカードや携帯電話等個人の情報が記載されている物件の所有権を取得することはできない扱いです。

